

令和8年度 藤枝市家具転倒防止器具取付サービス事業のお知らせ

家具を無料で固定します！（金具・取付工賃不要）

地震で家具が転倒すると圧死や負傷などの人的被害が発生したり、物的被害により自宅で生活できない状況になります。そこで市内全世帯を対象に、市が委託した事業者による、家具の転倒防止器具の無料取付サービスを実施しています。この制度を活用し、安全な住まいづくりを進め、防災対策の推進に努めましょう。

☆ サービスの対象（予算に達し次第、終了となります。）

対象となる住宅		証明書類の提出	年度内のサービス対象台数
一般住宅	藤枝市内に所在し、本サービスを利用しようとする私人が居住又は所有する住宅（但し、賃貸目的の集合住宅への設置については、当該住宅の居住者に限る。）	不要	5台以内
特例住宅	一般住宅に該当し、かつ以下のいずれかに該当する者が居住する住宅	以下の通り	無制限
	65歳以上のみの世帯	不要	
	要介護（3～5）に該当する者	○	
	身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている者	○	
	精神障害者保健福祉手帳（1級～3級）の交付を受けている者	○	
	療育手帳の交付を受けている者	○	

☆ 対象となる家具等

和ダンス・洋服ダンス・食器棚・テーブル・冷蔵庫・本棚・仏壇・テレビ など

※テレビや3段以上のダンス、ガムロック止めとなる場合などは自己負担が発生します。

※その他、家や家具の構造により、自己負担が発生する場合があります。

※家具や壁等の状況により、取付ができない場合があります。（仏壇は特に取付可能なものが限られます。）

☆ 対象とならないもの

ピアノ・食器棚等の開き戸の飛び出し防止器具など



【市ホームページ】
家具固定サービス詳細

☆ 委託先

○藤枝建築事業協同組合 ○岡部町大工組合

注意事項 ※必ずご確認ください

※市が委託した事業者からの電話が迷惑電話設定等により繋がらない場合がありますので、**留守番電話の設定**など電話対応が可能となる対応をお願いします。

※委託事業者の事前調査の際には、取付箇所の**壁の下地が分かる図面（平面図、壁断面図）**などをご用意ください。

※固定器具取付予定の家具は**取付作業日までに片付けを行ってください**。取付以外の作業は基本的に行いません。

※**急な事業中止は基本的に認められません**。また、委託業者が提案する調査・作業日程について可能な限りご協力をお願いします。（調査・作業の実施は原則平日となります。）

家具の固定方法(例)

※実際の取付方法とは異なる場合があります。

☆食器棚の固定方法例



横棧にL型金具や専用ベルトにて取付ます。

☆冷蔵庫の固定方法例



冷蔵庫の上部持手部分に専用ベルトを通し取付ます。

☆テレビの固定方法例



テレビ台に専用固定具にて取付ます。

申請から取付までの流れ

※家具固定完了まで2～3か月程度かかります。

申請の前に

固定を希望する家具を決め、本サービスの対象となるかを確認する。家具の横幅を測る。(申請時に必須となります。)

申請

別添の申請書に必要事項記入のうえ、市(地域防災課)に提出
※持ち家の場合は電子申請が可能(下記QRコード参照)

<申請書配布・提出場所>

- ・市役所(地域防災課)
 - ・文化センター
 - ・地区交流センター
 - ・岡部支所、岡部支所分館
- ※市ホームページからダウンロード可能です。



電子申請用
QRコード

作業員の派遣 (調査)

固定する家具の調査のため、市が委託した事業者より作業員(二人一組)を派遣し、固定方法の確認及び調整

作業員の派遣 (施工)

申請者またはその家族立会いのもと、転倒防止器具の取付

作業完了の 確認

取付の完了を確認後、作業員が提示する完了報告書に署名

【問い合わせ先】

藤枝市総務部地域防災課
電話:643-2110